

# 相続について 今できること 考えてみませんか？



**その1** 相続の際に「口座が使えない」  
ことがあるかもしれません。

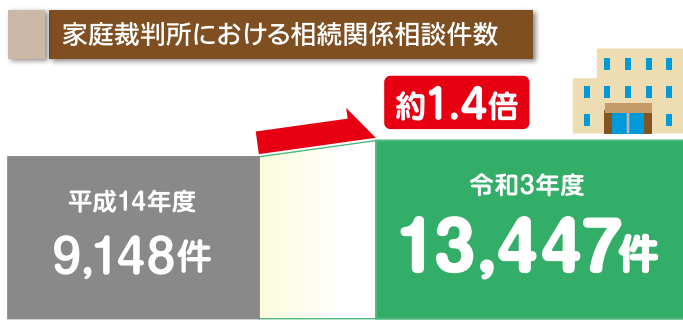


ご家族であっても思うように**預貯金等が引き出せず**、  
葬儀費用や生活費の**支払いが不足する**ことも・・・。

※民法の改正に伴い一定額まで預貯金を引き出せるようになりましたが、各種手続きが必要です。



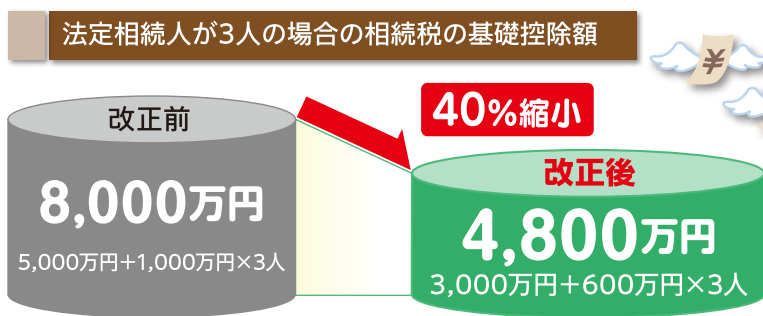
**その2** 相続の際に「親族でもめる」  
こともあるかもしれません。



19年間で約**1.4倍**に！  
相続財産の中で**不動産**の占める割合  
が多い場合などは、相続分どおりに分  
割することが難しく、争いに発展する  
ケースも多くなっています。

※裁判所「司法統計年報」をもとにJA共済連作成

**その3** 相続税法の改正で、  
課税対象額が増加しています。



「相続税は関係ない」  
と思っていた世帯でも納税の  
可能性が・・・。

※平成27年1月1日以降の相続から、改正後の基礎控除額が適用されています。  
※令和6年1月末時点の法令等にもとづき記載しています。

「相続」の強い味方があります。  
生命共済で「相続」の不安を軽くしませんか？

詳しくは裏面を  
**CHECK!!**

# 生命共済で「相続」対策をする理由

## ① 相続税の節税対策に

生命共済の死亡共済金等には、相続税の**非課税枠**が設けられているため、現金で財産をのこすより、**相続税額を軽減する**効果があります。

相続人が受け取った場合の死亡共済金等の非課税枠  
**500万円×法定相続人の数**

※被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その共済掛金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象になります。※死亡共済金受取人が、相続人の場合に限り、非課税枠の適用があります。※令和6年1月末時点の法令等にもとづき記載しています。

## ② 遺産分割対策に

死亡共済金受取人をご指定いただくことで、受取人の固有財産として扱われ、**遺産分割の対象となりません**。のこしたい人にのこせます。

- ・面倒をみてくれている長女に
- ・家を継いでくれる長男に 等

## ③ 相続時の急な出費に

スムーズに死亡共済金の受け取りができ、**すぐに必要な費用に対応**することが可能です。



- ・葬儀費用
- ・生活費
- ・相続税の納税資金等

## おすすめプラン

➤ **一生涯**にわたって万が一(死亡時)の保障が確保できます。



## 一時払終身共済(平28.10)

共済掛金(適用されている予定利率が0.8%の場合) 令和6年4月現在

90歳までご加入可能

ご契約例 共済金額:500万円

男性	加入年齢(歳)	女性
4,039,135 円	40	3,871,740 円
4,272,005 円	50	4,101,600 円
4,498,390 円	60	4,334,715 円
4,703,620 円	70	4,573,045 円
4,869,650 円	80	4,788,630 円
4,989,420 円	90	4,954,685 円

一時払共済掛金

死亡のとき

死亡共済金:  
**500万円**

一生涯保障

掛金シミュレーションはこちらから ➡

掛金シミュレーションページ:

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp/simulator/>



●予定利率とは、共済掛金積立金(将来の共済金等をお支払いするために、共済掛金の中から積み立てられているお金)を運用する際に適用されるあらかじめ定められた利率をいいます。  
●予定利率は、金利情勢に応じて毎月1日に設定され、月末まで同一となります。このため、ご契約される月によりお払込みいただく共済掛金が増減(増減)する場合があります。なお、ご契約時の予定利率は、共済期間を通じて固定して適用されます。●現在の共済掛金については、「掛金シミュレーション」にてご確認ください、お近くのJAにお問い合わせください。

➤ **健康上に不安をお持ちの方も簡単な告知**でご加入いただけます。

〈以下の項目の両方が「いいえ」の場合に、ご加入いただけます〉

(いいえ) 1. 現在、病気や外傷で、安静療養中ですか?

(安静療養中とは、病気や外傷により、仕事や家事ができない状態で、入院中または家庭で療養していることをいいます。)

(いいえ) 2. 今後、入院または手術(レーザー・カテーテル・内視鏡・放射線によるものを含みます。)の予定がありますか?

(医師により入院または手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合を含みます。)

※両方が「いいえ」の場合でもご職業、これまでの共済金の支払請求内容などによって、ご契約いただけないことがあります。

※解約時の返戻金はお払込みいただいた共済掛金の額が限度になります。また、早期にご解約される場合、お払込みいただいた共済掛金を下回ることがあります。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせ先

